

第1回 史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会 議事録

日時	令和4年5月30日（月）13時～15時
場所	北条コミュニティセンター（いいもりぷらざ）
専門委員 6名	中井均、内田和伸、西形達明、土井裕介、天野忠幸、野島稔
事務局 6名	北田産業・文化部長、家村生涯学習課長、馬場上席主査、佐々木李、黒田
	オブザーバー
四條畷市 教育委員会 6名	植田教育長、阪本教育部長、神本スポーツ・文化財振興課長 村上上席主幹、實盛主任、田中
出席者	大阪府教育 庁文化財保 護課 2名
	木村副主査、北川氏
	地域代表 5名
	大東市：3名、四條畷市：2名
	大東市関係 部局 8名
	都市魅力観光課次長、戦略企画課長、開発指導課総括次長、都市政 策課長、道路課長、みどり課長、建築課長、危機管理室課長
	四條畷市関 係部局 6名
	総合政策部企画広報課副参事兼課長、市民生活部地域振興課次長兼 課長、都市整備部都市政策課次長兼課長、都市整備部建設整備課長、 都市整備部建設管理課長、都市整備部危機管理課長
次第	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令交付 ・会長・副会長の選出 <p>案件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 飯盛城跡の国史跡指定の経緯 <ul style="list-style-type: none"> 1) 指定に至る経緯 2) 飯盛城跡の調査と史跡指定に関する出来事 3) 飯盛城跡の開発・整備、観光の取り組み (2) 飯盛城跡の指定状況と指定範囲 <ul style="list-style-type: none"> 1) 指定状況 2) 指定範囲 3) 遺跡の現状 (3) 保存活用計画策定について <ul style="list-style-type: none"> 1) 保存活用計画の概要 2) 計画策定の経緯 3) 認定基準 (4) 史跡飯盛城跡保存活用計画の構成とスケジュール <ul style="list-style-type: none"> 1) 計画の構成 2) スケジュール (5) 史跡飯盛城跡保存活用計画策定に係る調査について

① 辞令交付

② 委員自己紹介

③ 会長・副会長の選出

委員の互選により会長に中井均氏、副会長に内田和伸氏を選出

④ 会長・副会長挨拶

⑤ 会議の概要・委員会の構成について

会長 事務局から本日の案件を含めた進行についてご説明願います。

事務局 <会議の概要・委員会の構成説明>

会長 この件について、ご質問ご意見はありませんか。ないようすで次の案件に移ります。

⑥ 案件 1 飯盛城跡の国史跡指定の経緯

会長 事務局から「案件 1 飯盛城跡の国史跡指定の経緯」について説明をお願いします。

事務局 「案件 1 飯盛城跡の国史跡指定の経緯」を事務局より説明。

- 1) 指定に至る経緯
- 2) 飯盛城跡の調査と史跡指定に関する出来事
- 3) 飯盛城跡の開発・整備、観光の取り組み

会長 この件について、ご質問ご意見はありませんか。ないようすで次の案件に移ります。

⑦ 案件 2 飯盛城跡の指定状況と指定範囲

会長 事務局から「案件 2 飯盛城跡の指定状況と指定範囲」について説明をお願いします。

事務局 「案件 2 飯盛城跡の指定状況と指定範囲」を事務局より説明

- 1) 指定状況（指定面積、法規制について説明）
- 2) 指定範囲
 - ・史跡指定範囲と今後の保護を有する地域
 - ・大東市の未指定地の地権者同意取得状況及び 6 月 17 日に追加指定するよう答申された IX 郭（南丸）の指定スケジュールの説明
 - ・四條畷市の未指定地についての説明

会長 指定状況と指定範囲につきまして、事務局の方から説明がありました。この件つきまして、ご質問ご意見がありましたらよろしくお願ひします。

オブザーバー 先程の指定面積は史跡指定範囲の外枠の赤ライン全てですか。

事務局 先程の面積は外側の赤ラインの中から水色の範囲を省いた面積です。

オブザーバー 城跡は全て指定されている範囲に入っていますか。範囲外に未指定のもののはありますか。

- 事務局 城跡の遺構全てを含む形で指定しているので、図で示している範囲に入っています。範囲の指定は遺構を含む地番を指定する筆指定となっています。
- オブザーバー 面積を西日本最大と説明されていましたが、何をもって最大と言っているのですか。
- 事務局 遺構の分布範囲が同時期の城跡と比較しても広大であるため最大規模と表現しています。
- 会長 戦国時代の山城として最大規模という形でご理解いただけたらと思います。他にございませんか。
- オブザーバー 国史跡の規制について説明がありました。飯盛城跡には飯盛山FM送信所が建設されていますがここは民有地ですか。
- 事務局 はい。
- オブザーバー これまで規制がかけられなかったところを、国史跡に指定されたので今後は規制がかかるということですか。
- 事務局 指定地には規制がかかるということになります。送信所が建っている土地は指定地外になります。
- オブザーバー 他にも場所はあるのになぜ飯盛城跡に送信所を建てたのかということです。飯盛城跡の調査と史跡指定に関する出来事の説明では昭和5年から調査をしているとのことでしたが、建設する際に何もできなかつたのは残念です。
- 事務局 平成元年のFM802建設の際は発掘調査を行っており、壊れる遺構については記録保存をしています。これまで史跡に指定されていなかったので、規制をかけられない状態でしたが、今後は史跡指定地内での規制について地権者様のご理解を得られるよう説明を行ってまいります。
- オブザーバー 昭和40年代に大阪府立四條畷高校の地歴考古学クラブが飯盛城跡の調査を行っていたとのことですが、高校にお声がけしなくてもよいですか。
- 四條畷市 クラブはなくなっていますが、発掘調査の資料は高校で保管されています。四條畷市では高校と協力して出土遺物を整理する作業を進めている所で高校とも連絡を取り合っている状況です。
- 会長 これから2年間かけて、この委員会で保存と活用の計画を立てていくというなかで、今のご意見等々を盛り込みながらより良い保存と活用を目指していきたいと思います。
- 大東市 お東市の史跡の追加指定についてスケジュールを教えていただけますか。
- 事務局 IX郭（南丸）については1月に追加指定の意見具申書を提出しています。6月に答申がでて、10月か11月の秋ごろに追加指定となるのではないかと思います。
- 会長 大東市は飯盛山FM送信所の建つ土地を除いた未指定地についても地権者様のご同意をいただいたということですか。

事務局 会長	はい。 指定はいつごろになりますか。
事務局	大阪府と調整したうえで意見具申書を提出いたしますので、これからスケジュールを調整していくことになります。
委員 A	よろしいでしょうか。飯盛山 FM送信所の建て替えの際にどのような対応をするか、市としての方針があればお聞かせください。
事務局	飯盛山 FM送信所は建てられてから一定の期間が経っており、飯盛山のラウンドマーク的なものになっていると考えています。建て替えの必要についてもうかがっておりますので、建てられている土地の中での建て替えをしていただけたらとは考えており、所有者の方と協議を重ねて検討していくことになります。
委員 A	飯盛山 FM送信所を含めて飯盛山の歴史ということですか。
事務局 会長	そのように考えています。 飯盛山 FM送信所のことについては、保存活用の中でも史跡外ではあります、隣接地ということで委員会の中でも何らかの意見をまとめていきたいと思います。他いかがでしょうか。
オブザーバー	資料 9 ページの指定範囲の図が見にくいで、国土地理院の地図と重ねてもらうこととはできないですか。山頂や飯盛山 FM送信所、楠公寺の位置がこの地図では分かりにくいです。
事務局 会長	ご指摘いただいたことを踏まえて分かりやすいものに変更いたします。 指定範囲については保存活用計画の中にも当然掲載しないといけなものですので、今ご意見等を踏まえて委員会の中でこの指定範囲の項目の時に協議させて頂きます。
	他にございませんか。ないようでしたら「案件 2 の 3) 遺跡の現状」について事務局の方から説明をお願いします。
事務局 会長	「案件 2 の 3) 遺跡の現状」について事務局から説明 ただいまの事務局からの遺跡の状況の説明についてご意見ご質問はありますか。
委員 B	これだけ広い面積の山ですので自然災害や土砂崩れがあると思いますが、その影響で実際に遺構、例えば石垣が最近被害を受けたという事例はありますか。
事務局	石垣については資料の 10 頁に掲載している上段左上の写真、石垣 1 が大雨の際に石材 4 石と栗石が抜け落ちています。最上段に積まれた石材の南側の支えがなくなり、石材が完全に浮いた状態となり、危険だということで、急遽石材が抜け落ちた所に採石土嚢を詰めて、石材にパイプサポートをし、石垣の全面に蛇籠を置いて崩れないように面で止めている状態です。
委員 B	他に大きな被害はありませんか。

事務局	崩れたものはこの石垣のみです。ただ、土砂の流出で根石が浮いてしまっているものや、石垣上に生育する樹木の根で石材がはらんできている石垣があります。
委員B	刻一刻とその状況は進んでいくと思いますので大掛かりな対策は難しいですが、石垣1で対策されているような応急的な処置をされるのも一つの手段だと思います。どうしても劣化は進んでいきますから、できるだけ軽微な方法で対策を施していった方が良いのかと思います。
会長	今のお話で、委員が情報を共有するための現地視察を今後される予定はありますか。見て頂かないと分からぬ所もあるので、一度は委員でそろって見に行く機会があつてもよいのかと思います。
事務局	現地をご観察いただけますように調整させていただきます。
会長	今後検討いただければと思います。
委員A	よろしいでしょうか。遺跡の現状について説明いただきましたが、飯盛山に来られた方だけがおられた方がおられたり、大事故が起つたことがありますか。国史跡を目指している城で滑落して人が亡くなられたということを聞いています。飯盛ではそのような被害、登られた方がけがをされたことはありますか。
事務局	城跡を見学されている方が、山頂に近いところで事故にあわれたということは聞いていません。途中のハイキング道で滑落された話は聞いたことがあります。ただ、大事故が起つたということはありません。
委員A	安心しました。多くの人に来ていただく段階で安全を図るのが必要なことだと思います。ありがとうございました。
会長	保存活用計画の中で見学の動線など、今後は役所に責任問題がでてくる可能性があるので、これから保存活用計画を策定する時に今のご指摘を重々承知しながら策定を進める必要があると思います。
	他いかがでしょうか。ないようでしたら次の案件に移ります。

⑧ 案件3 保存活用計画の策定について

会長	「案件3 保存活用計画の策定」について事務局から説明をお願いします。
事務局	「案件3 保存活用計画策定」について事務局から説明 1) 保存活用計画の概要 2) 計画策定の経緯 3) 認定基準
会長	事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございましたら挙手の方よろしくお願ひいたします。どうぞ。
オブザーバー	国もしくは府あるいは市からの補助金はありますか。
事務局	今年度は市の単費ですが、来年度は国の補助金の交付を受けて策定を進めます。

会長 よろしいでしょうか。ないようでしたら次の案件に移ります。

⑨案件4 史跡飯盛城跡保存活用計画の構成とスケジュール

会長 「案件4 史跡飯盛城跡保存活用計画の構成とスケジュール」について事務局から説明をお願いします。

事務局 「案件4 史跡飯盛城跡保存活用計画の構成とスケジュール」について事務局から説明

- 1) 計画の構成
- 2) スケジュール
- 3) 関連事業

会長 事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございますか。

委員C 保存活用計画のスケジュールについては基本的に、文化庁の工程にのっとっていると思います。計画で遺跡に関するマスタープランができて、整備に入っていく段階になると、基本構想を策定し、その後に基本計画、基本計画を図面にする基本設計、さらに工事費を算出する実施設計、と段階を踏んで工事に至ります。

保存活用計画と基本計画策定は国の補助の対象になっていますが、間にある基本構想だけが国の補助の対象ではないため、保存活用計画の最終章に基本構想という形で1章加えてもらって内容を記載していただいたら良いかと思います。

9章では史跡の整備の方向性を示しますが、この議論のなかで、どのような整備の形にするかを書けば基本構想になります。第12章もしくは資料編の後に1章分設けて具体的にどうしたいのかパース図やイメージ写真と合わせて整備の形を示してもらったらと思います。

今回、関連事業ということで、追加資料を提示していただいております。保存活用を考えるワークショップ、現状変更の説明会、こういった形で委員会に関係するところで意見聴取できる仕組みができていて、非常に好ましい形でご提案いただいておりますので、この二つを上手に動かして意見を吸い上げた保存活用計画にしていただければと思います。

会長 ほかにございませんか。ないようでしたら、今の委員のご意見を踏まえて、ご出席いただいております大阪府の方から支援方法、アドバイスまた方針などお聞かせ願えたらと思います。

大阪府 支援等についてですが、府は補助金制度はありませんが、国庫補助金の窓口になっておりますので、来年度以降の計画の作成と、それ以降の整備が確実に実行されるよう文化庁との調整は進めさせていただきたいと思います。スケジュールや章立てについては概ね問題はないかと思っております。ただ中でも、第4章・第5章が大変な作業になると思っています。特に飯盛城跡の場合だと、面積が広いという事と山中にあるということで安全管理面や防災面で課題があるという事で、課題の抽出作業が大変な作業になっ

てくると思います。その要所要所を進める作業の後押しをさせて頂ければと思います。

会長 それでは最後の案件に移りたいと思います。

⑩案件5 史跡飯盛城跡保存活用計画策定に係る調査

会長 「案件5 史跡飯盛城跡保存活用計画策定に係る調査」について大東市・四條畷市で必要な調査についての考えがありましたらお願ひいたします。

事務局 これまで大東市・四條畷市の両市の調査では、飯盛城の歴史的価値を明らかにするための調査を中心にしており、環境などの調査を行っていません。現状では石垣が崩れてしまったり土砂災害が起こっている、台風が来ると木が根元から倒れてしまい遺構を痛めるという事があります。

市としては、遺跡の立地が山ということと、現状を踏まえて林相図や地盤調査、思いつくのはボーリング調査を行って土壤のサンプリングを行えばよいのかと思うのですが、調査エリアと必要箇所について委員の皆様のご意見を頂けたらと考えています。

会長 四條畷市はどうですか。

四條畷市 同じです。

会長 今の大東市・四條畷市からの調査についてのことで、委員の皆様や大阪府からも何かご意見がありましたらお願ひいたします。

委員B 地盤調査についてお答えします。

ボーリング調査を実施できればいいですが、ある程度の状況あるいは整備の方法・方向性が決まってから実施ということだと思います。今すぐ考えるというとは難しいので、既往の調査をされたデータ、例えば飯盛山FM送信所を建てられた時の調査、あるいは山のどこかで工事をした時の調査ですか、既往の資料を探していただけたらと思います。

会長 先程の植生の関係について何かありましたらお願ひいたします。

委員D 風倒木などが起きているという事ですが、森林ができてから、戦後おそらくはげ山であったところから森林ができてきて、現在70年ほどたつと、樹木が大きくなるので、風倒木が起りやすくなってくるといったところだと思います。過去のデータがあると思います。林相図であったり、先程示していただいた航空レーザ計測の結果でしたら単木レベル、一本一本、木がどのくらいの大きさであるのかといったデータがわかります。大阪府のデータを活用すれば、例えば遺構・石垣の側の大きな木の分布状況がわかります。大きくなつくるとどうしても山の方の風のあたりが強くなりますので、倒れるリスクが年々増えてくることがあります。レーザ計測はかなりの誤差を含むので併せて現地調査を実施し、大きな木のなかでもリスクの高い木を抽出して、場合によっては伐採することが必要ではないかと思います。

新たに調査というよりかは、既存のものをうまく活用するのがいいのかと思ひます。

会長 他にありませんか、よろしいでしょうか。

まずは事前に既往の調査データを事務局で集めていただいて、2章の自然環境で植生、地質の問題がはいってくると思います。そこで委員の皆様からご意見をいただければと思います。

本日の案件につきましては全て終了いたしましたので進行を事務局にお返しします。

司会 以上をもちましてすべて終了いたしました。皆様、本日は長時間にわたりありがとうございました。次回もよろしくお願ひいたします。